

企業年金の運用の見える化

今年度の国会で年金制度改革法案(社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案)が成立しました。年金制度改革法案には、公的年金制度・私的年金制度の見直しなどが含まれています。今回は私的年金制度の見直しの一つである企業年金の運用の見える化について、資産運用立国実現プランから遡って議論を整理します。

資産運用立国実現プラン

2023年12月13日に内閣官房の「新しい資本主義実現会議」に設置された資産運用立国分科会が「資産運用立国実現プラン」(以下、実現プラン)を取りまとめました。

実現プランでは、アセットオーナーシップの改革の一環として企業年金の改革が挙げられてい

ます。その中でも確定給付企業年金(DB)や企業型確定拠出年金(DC)の改革として、加入者のための運用の見える化の充実が挙げられます(図表1)。具体的には、加入者の最善の利益のために他社と比較できるような情報開示を行うことや、次期年金制度改革時に実施すること等が明記されています。

図表 1 「資産運用立国実現プラン」における企業年金の運用の見える化

①確定給付企業年金（DB）の改革
(ウ) 加入者のための運用の見える化の充実

＜課題等＞
・ 確定給付企業年金（DB）の情報については、既に加入者に対して周知されているが、運用受託機関・事業主・加入者間における情報の非対称性について指摘がなされており、 加入者の最善の利益のために、事業主と加入者等が、運用の方針等を含め確定給付企業年金（DB）制度の必要な見直しを行うにあたって、他社と比較できるよう、見える化を進めていくことが有用である。 その際、運用受託機関においても、事業主に対する円滑な情報提供を行うことが重要である。
＜施策＞
・ 確定給付企業年金（DB）について、 前述の運用成果の意味の周知や、運用状況や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報の他社と比較できる見える化（情報開示）を行う。 その具体的な方策については、規模等の状況にも配慮し、厚生労働省が情報を集約し公表することも含めて、次期年金制度改革に関する結論と併せて（2024年末）、結論を得る。 実施は次期年金制度改革時に行う。 なお、可能な対応については、これを待たずに、順次実施していく。

②企業型確定拠出年金（DC）の改革
(イ) 加入者のための運用の見える化の充実

＜課題等＞
・ 企業型確定拠出年金（DC）の運用の方法等については、既に加入者に対して通知されているが、運用の方法を比較しにくい等の指摘がある。 加入者の最善の利益のために、他社や他の運営管理機関との比較の視点も含めて、事業主と加入者等が、適切に運用の方法を比較・選定できるよう見える化を進めていくことが有用である。
＜施策＞
・ 事業主ごとの運用の方法のラインナップや運用状況等を含む情報の他社と比較できる見える化（情報開示）を行う。その具体的な方策については、厚生労働省が情報を集約し公表することも含めて、次期年金制度改革に関する結論と併せて（2024年末）、結論を得る。 実施は次期年金制度改革時に行う。 なお、可能な対応については、これを待たずに、順次実施していく。

（出所）内閣官房「資産運用立国実現プラン」(2023 年 12 月 12 日)より NFRC 作成

本資料は、お客様への情報提供を目的として作成したものであり、特定の有価証券の売買または商品の推奨・勧誘等を目的としたものではありません。本資料に記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。本資料内の記述、グラフ・表・数値データ等の内容につきましては、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料は、野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。配布されたお客様限りでご使用ください。本資料のいかなる部分も一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング、野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、本資料の全部もしくは一部を複写、転送または再配布することはご遠慮ください。

社会保障審議会での議論

企業年金の加入者の運用の見える化の具体的な内容については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会（以下、審議会）において議論されました。

審議会では、企業年金の運用の見える化について、情報開示を進めることが加入者の利益につながり、労使間の話し合いが活発化してガバナンス強化にも結びつくといった肯定的な意見がありました。一方で、慎重な意見も多く見られました。特に、事業主などの負担が増えることへの懸念や、制度の前提条件が異なる中で開示された情報が単純に比較されることで混乱が生じる可能性の指摘、さらに目的外利用の禁止を法令で明確に定めるべきだという意見などが挙げられました。

審議会が取りまとめた最終的な議論の整理では、開示する情報は事業主等が厚生労働省に提出している事業報告書がベースとなりました。さらに、事業主等から厚生労働省への報告書の提出をオンライン化すべきとしており、事業主等

の負担に配慮が示された形となっています。そのため、新たに報告が必要な事項が報告書に追加される可能性があるものの、追加的な負担は限定的と想定されます。

企業年金の運営や普及への支障を懸念する観点から、情報開示において企業年金の名称を非開示とする意見も審議会で見られましたが、議論の整理では名称がわかる形で情報開示することとされました。

DCについては、現状では運営機関ごとに公表方法が異なっていますが、信託報酬や実績等の項目についてもホームページ上で比較できるようにするなど改善し、適切な商品選択につながるような取り組みを促進すべきとされました。

最終的に開示する項目については加入者にとって真に必要、有益な情報は何か、他社との比較を行う目的は何かを適切に整理した上で、開示の是非と要否を検討する必要があるとされています。具体的な開示内容・開示方法については今後検討が進められる予定です（図表2）。

図表 2 社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理

加入者のための企業年金の運用の見える化に関する議論の整理

- ・ DB は**毎事業年度の事業報告書・決算に関する報告書の報告項目をベース**とする。
- ・ 企業型 DC は毎事業年度の**事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目をベース**とする。
- ・ DBにおける運用状況（運用の基本方針等）や専門人材の活用に係る取組状況など、新たに報告が必要な事項はDB・企業型 DC ともに報告書の項目に追加する。
- ・ 事業主等は報告書を厚生労働省へ提出し、**厚生労働省が情報を集約した上で、一般に公開を行う。**
- ・ その際、他社との比較・分析が行えるよう、DB についてはDB別、企業型DCについては事業主・規約・運営管理機関別に**名称が分かる形で公表を行う。**
- ・ また、報告書の提出業務の効率化・迅速化を図るため、企業年金の運用等の情報開示を行う前提として、**企業年金実施事業主等から厚生労働省への報告書の提出をオンライン化すべき**である。
- ・ 企業型 DC の見える化については、運営管理機関ごとに運用の方法の一覧（ユニバース）を公表することとされているが、ホームページ上で信託報酬や実績等の項目を比較できるものから、信託報酬や実績等の項目を確認するために目論見書や月次レポートを参照する必要があるものまで、運営管理機関ごとに、その公表のあり方は異なっている。運用の方法の一覧は、企業や加入者に提示されている商品が適切かどうかを判断するために重要であり、ホームページ上の分かりやすい場所に掲載する、**信託報酬や実績等の主な項目についてホームページ上で比較できるようにするなど改善し、企業や加入者の適切な商品選択に繋がるよう、運営管理機関等による取組を促進すべき**である。
- ・ 今後、具体的な項目を検討する際には、企業年金は労使合意に基づいて決定された労働条件でもあり、人事・報酬戦略を含めたそれぞれの制度の前提や運営方針、状況も異なる中で、**加入者にとって真に必要、有益な情報は何か、他社との比較を行う目的は何かを適切に整理した上で、開示の是非と要否を検討する必要がある。**その際、**事業主の負担が企業年金実施の阻害とならないよう留意が必要**である。

（出所）厚生労働省「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」（2024 年 12 月 27 日）より NFRC 作成

本資料は、お客様への情報提供を目的として作成したものであり、特定の有価証券の売買または商品の推奨・勧誘等を目的としたものではありません。本資料に記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。本資料内の記述、グラフ・表・数値データ等の内容につきましては、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料は、野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。配布されたお客様限りでご使用ください。本資料のいかなる部分も一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング、野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、本資料の全部もしくは一部を複写、転送または再配布することはご遠慮ください。

年金制度改革法案

今年度の国会で成立した年金制度改革法案では企業年金の運用の見える化として、厚生労働省が当該報告書の記載事項のうち一定の事項を公開することとし、公布から5年以内に実施することが明記されました。また、具体的な開示方法・開示内容については厚生労働省令で定めることとされています。

現時点ではDBについては、運用方針や専門人材の活用に関する取組状況等の事業報告書

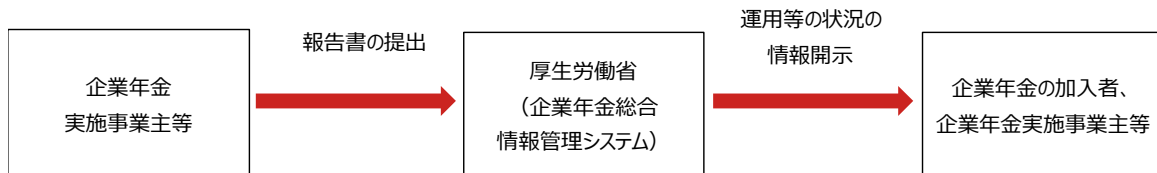
に追加が検討されています。また、個人情報保護の観点からの配慮も必要であることから、開示対象要件として規模要件を設けることも検討されています。DCについては、レコードキーパー経由での報告が想定されていますが、報告項目の追加や運営管理機関等による取り組みの改善を促進することが検討されています。

具体的な情報開示はまだ検討段階ですが、企業年金の運営に影響を与える可能性が高いため、今後の議論を注視する必要があります。

図表 3 年金制度改革法案における企業年金の運用の見える化の概要

【見直しの内容】〈公布から5年以内の政令で定める日施行〉

○企業年金の運用の見える化（情報開示）として、**厚生労働省が当該報告書の記載事項のうち一定の事項を公開**することとする。



企業年金の運用の見える化の開示方法・開示項目

企業年金の運用等の情報開示においては、次のような開示方法、開示項目が考えられる。

○DBの見える化

- ・開示項目については、毎年の事業報告書・決算に関する報告書の報告項目をベースとする。（一部新規に報告）
- ※運用状況（運用の基本方針等）や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報については新たに報告が必要（事業報告書に追加）
- ・開示の方法については、厚生労働省がDB別に公表を行う。
- ・開示対象要件として規模要件を設ける。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）

○DCの見える化

- ・開示項目については、毎年の事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目をベースとする。（一部新規に報告）（レコードキーパー経由の報告を想定）
- ・開示の方法については、厚生労働省が事業主・規約・運営管理機関別に公表を行う。
- ・開示は全事業所を対象とする。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）
- ・上記に加えて、運用の方法の見える化については、運営管理機関等による取組の改善を促進する。

（出所）厚生労働省「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案の概要」（2025年5月16日）より NFRC 作成

《MSCI データの利用に関する注意事項》

本資料中に含まれる MSCI から得た情報は MSCI Inc. (「MSCI」) の独占的財産です。MSCI による事前の書面での許可がない限り、当該情報および他の MSCI の知的財産の複製、再配布あるいは指数などのいかなる金融商品の作成における利用は認められません。当該情報は現状の形で提供されています。利用者は当該情報の利用に関わるすべてのリスクを負います。これにより、MSCI、その関連会社または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者は当該情報のすべての部分について、独創性、正確性、完全性、譲渡可能性、特定の目的に対する適性に関する保証を明確に放棄いたします。前述の内容に限定することなく、MSCI、その関連会社、または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者はいかなる種類の損失に対する責任をいかなる場合にも一切負いません。MSCI および MSCI 指数は MSCI およびその関連会社のサービス商標です。

《FTSE 世界国債インデックスに関する注意事項》

FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

《金融商品取引法に基づく情報開示》

会社名： 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
金融商品取引業者： 登録番号 関東財務局長(金商) 第 451 号
加入協会： 一般社団法人 日本投資顧問業協会 会員番号(第 011-00961 号)
報酬等： 当社がサービスの対価として、お客様にご負担いただく報酬(税込)の上限は下表の通りですが、投資助言の対象、運用手法、サービス内容等に応じて、お客様との協議により個別に決定いたします。報酬額の計算方法はお客様との個別協議に基づいて決定するために、事前に表示することができません。

	助言契約	一任契約
年間基本料率 もしくは年間報酬額 ^(※)	0.55% もしくは 2,200 万円	0.825%

^(※) 上記は単一のサービスに対するものであり、複数のサービスを組み合わせた契約には当てはまりません。

投資リスク 当社の業務に関して、お客様が負担する投資リスクには主に以下のようなものがあり、投資する商品の価格が変動しますので、運用資産に損失が生じ、元本を割り込むおそれがあります。

- 株価変動リスク： 株式相場の変動により、投資する株式等の価格が変動するリスクがあります。
- 金利変動リスク： 市場金利の変動により、投資する債券等の価格が変動するリスクがあります。
- 為替変動リスク： 通貨価格の変動により、投資する外貨建て資産の価格が変動するリスクがあります。
- 信用リスク： 投資する証券の発行体の信用状況の変化により当該証券の価格が変動するリスクがあります。
- 流動性リスク： 流動性に乏しい商品(プライベート・エクイティ・ファンド等)について、不利な条件でしか換金できないリスクがあります。
- デリバティブ固有のリスク： デリバティブ(先物・オプション等)が対象資産の価格変動と連動しないリスクがあります。
- 投資対象リスク： プライベート・エクイティ・ファンドは、ベンチャー企業を含む非公開企業を投資対象とするため、一般に高いリスクを有します。
- 投資案件が確保されないリスク： プライベート・エクイティ・ファンドは、当初想定された金額を満たす投資案件が確保されないリスクがあります。

弊誌の記事はバックナンバーも含めて野村年金マネジメント研究会のホームページでご覧頂けます。当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。ご利用を希望される方は、次の URL にてご登録をお願い致します。

<https://nenkin.nomura.co.jp>

編集・発行： 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
(野村年金マネジメント研究会事務局)

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町3-21-1日本橋浜町Fタワー16F

TEL: 03 6703 3991 Email: nenkin@jp.nomura.com